

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○県営土地改良事業の工事の完了

(農村振興課)

一

○廃川敷地等の発生

(河川課)

一

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(東部地方振興事務所)

一

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(契約課)

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(教育庁教育企画室)

五

企 業 局

○企業局組織規程の一部を改正する管理規程

五

告 示

○宮城県告示第六百四十七号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和二年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
七ヶ宿2期	農山漁村地域整備交付金（中山間地域総合整備事業（生産基盤型））	令和二年六月二十二日

○宮城県告示第六百四十八号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十

九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の名称

二級河川七北田川水系梅田川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和二年七月十三日

三 廃川敷地等の位置

仙台市青葉区上杉六丁目七百十五番

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 百二十五・五九平方メートル

○宮城県告示第六百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、石巻市稲井土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和二年八月四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐 藤 靖

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和二年七月十七日	津田 幸 榮	石巻市大瓜字前田二百七十六番地	監 事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和二年六月二十四日	茂木 嘉 昭	石巻市大瓜字小福地十五番地	監 事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和二年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

- 1 工事番号 令和二年度債務教三九一〇〇一号
- 2 工事名 南部地区職業教育拠点校新築工事
- 3 施工場所 柴田郡大河原町字上川原七一
- 4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から令和四年十二月二十三日まで
- 5 工事概要 校舎棟 RC造一部SRC造三階 延べ面積一二、〇六五平方メートル
ゴミ庫・灯油庫 RC造平家 延べ面積一三三平方メートル
自転車置き場 S造平家 延べ面積五平方メートル
渡り廊下一 S造平家 建築面積一八平方メートル
渡り廊下二 S造平家 建築面積四三平方メートル
ポンプ室 S造平家 延べ面積八平方メートル
外構工事 一式

※建築設備工事を除く。

- 6 予定価格 三、九一一、二〇〇、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）
 - 7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式）・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）
 - 8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
- 1 共同企業体の結成方法
 - (一) 構成員の数は、三者であること。
 - (二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者並びに2の(一)及び(三)の資格を満たす二者の組合せであること。
 - (三) 結成は、自主結成であること。
 - (四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。
 - (五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。
 - 2 共同企業体の構成員の資格

(一) 共同企業体におけるすべての構成員

- (1) 令和二年度宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（以下「特定調達参加資格」という。）を有すること。
- (2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。
- (4) 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。
- (5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。
なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。
- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

令和二年八月四日(火)から令和二年八月二十日(木)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の2と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とするところがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則(昭和三十九年宮城県規則第九号)、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)において閲覧できる。

6 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

1 Name of Construction : Construction of New School Building at the Nanbu District (Southern Miyagi) Vocational Training Central School

2 Details of Construction : School building, 3-storey building of reinforced concrete (RC) and steel reinforced concrete (SRC) construction with a total floor area of 12,065 square meters

and others.

- 3 Contact Information and Address for Bid Submission : Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570
TEL: 022-211-3336
- 4 Deadline for Bid Application : August 20th, 2020, 5 : 00 p.m.
- 5 Person in Charge of Bidding : NAKAZAWA Masahito, Director, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government
- 6 Deadline for Bid Submission : September 24th, 2020, 5 : 00 p.m.
- 7 Place for Bid Selection : No.1 Bidding Room, Miyagi Prefectural Government Building 2nd Floor, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
- 8 Time for Bid Selection : September 25th, 2020, 10 : 00 a.m.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和二年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県教育庁教育企画室リースパソコン賃貸借、導入設定及び保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和二年七月十四日
- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額 十二億二千四百三十七万八千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和二年六月五日

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第十五号

企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年八月四日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局組織規程の一部を改正する管理規程

企業局組織規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。
第二条を次のように改める。

（組織の区分）

第二条 局の組織を本局、地方機関及び附属機関並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により指定管理者に管理を行わせる公の施設に区分するものとし、本局は次条に定める組織を、地方機関は本局及び附属機関以外の組織を、附属機関は地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十四条の規定により管理者の附属機関として設けられた審議会、審査会、調査会等をいうものとする。
第十三条中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）」を「法」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（附属機関）

第十四条 法令又は条例の定めるところにより設置された附属機関の名称及び担任する事務並びに当該附属機関の庶務を分掌する課は、次のとおりとする。

名 称	担 任 す る 事 務	課
宮城県企業局指定管理者選定委員会	公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第九条第二項の規定による指定管理者の選定に関すること。	公営事業課

（指定管理者に管理を行わせる公の施設）

第十五条 条例の規定により指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、位置、指定管理者及び所管課は、次のとおりとする。

名 称	位 置	指 定 管 理 者	所 管 課
仙塩流域下水道	仙台市、塩竈市、多賀城市、宮城郡七ヶ浜町、利府町	みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体	水道経営課
阿武隈川下流流域下水道	仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、刈田郡蔵王町、柴田郡大河	wingAM株式会社	同

追川流域下水道	登米市、栗原市	同	同	同	同
北上川下流東部流域下水道	石巻市、牡鹿郡女川町	同	同	同	同
北上川下流流域下水道	石巻市、東松島市	株式会社アイ・ケー・エス	同	同	同
吉田川流域下水道	富谷市、黒川郡大和町、大郷町、大衡村	同	同	同	同
鳴瀬川流域下水道	大崎市、遠田郡美里町	みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体	同	同	同
	原町、村田町、柴田町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町				

附 則

この管理規程は、令和二年八月四日から施行し、改正後の企業局組織規程の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。